

労働災害再発防止対策書の作成にあたって

中央労働基準監督署

1 労働災害再発防止対策の重要性

労働者が仕事をするにあたって、安全で安心して働けるようにするのは、事業者としての責務です。このためにも、労働災害を未然に防止する措置が最も重要なことです。

また、労働災害が発生した場合の、同種・類似災害を繰り返さないようにするために対策を講じることも重要であり、事業者としての責務でもあります。

労働災害を発生させてしまった場合の同種災害再発防止のための流れとしては、①発生原因を調査し、②再発防止対策を考え、③その防止対策を実行し、再発を防止することとなります。

2 労働災害の再発防止対策の流れ

① 発生状況の把握

いつ、どこで、どのような作業をしているときに、どのような状況で、そのような災害が発生したかを調べます。

② 原因の調査

なぜ、労働災害は発生したのか、労働災害の原因を調べます。

一般的に労働災害発生の原因としては、「機械設備等の不安全な状態」等の物的な原因と「労働者の不安全な行動」等の人的な原因に分けられます。そして、不安全な状態や不安全な行動を生じさせた原因として「安全管理面の不備・欠陥」があげられます。

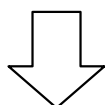
原因の調査にあたっては、直接的な原因だけでなく間接的な原因（労働者が不安全行動を行った場合、なぜ不安全行動を行ったのか（例えば、作業手順が定まっていなかったため不安全行動を行ったということ）を調査することも重要です。

③ 再発防止対策の検討

原因を調査した後、どのようにすればその原因を取り除き労働災害を防止できるのか、防止対策を考えます。

④ 再発防止対策の実施

検討された再発防止対策を実行します。なお、実行された再発防止対策が適切なものか否か、実施後、見直すことも必要です。



このような一連の流れを文書化し、対策書として記録することが重要です。

（１） 機械設備等の不安全な状態に対する防止対策

- ・ 機械に挟まれ、巻き込まれ⇒機械に囲い、覆い等を設置する
- ・ 高所からの墜落・転落⇒安全な作業床の確保（作業床のある足場の設置）、手すり・中さん等の設置
- ・ 転倒災害⇒床面を滑りにくくする、滑りにくい靴を履く、床の段差をなくす
- ・ 適切な安全装置等を設置する
- ・ 適正な保護具を使用する
- ・ 機械設備の点検を定期的実施する
- ・ 安全装置、保護具を日常的に点検する
- ・ 安全通路を定める
- ・ 事業場内の整理整頓を行う
- ・ 照明を明るくする

（２） 労働者の不安全な行動に対応

- ・ 安全な作業手順を定め、労働者に周知・徹底する
- ・ 安全な作業手順どおり実行するように労働者に安全教育を実施する
- ・ 災害事例を発表し、類似災害を防止するように注意を喚起し、労働者の安全意識を高める
- ・ 保護具の適正な使用方法を徹底させる
- ・ 交通事故に対する交通安全教育を実施する
- ・ 注意喚起のための掲示をする
- ・ 腰痛防止のための作業方法の確立や体操を実施する


（３） その他

- ・ 安全衛生管理体制の確立、安全衛生委員会を活性化する
- ・ 資格の必要な作業には有資格者を就かせる（無資格者は作業させない）
- ・ 作業主任者の選任が必要な作業については、必ず作業主任者を選任する
- ・ 事業場内の安全総点検（安全パトロール）を実施し、機械設備等の不安全な状態や労働者が不安全な行動を行っていないか点検する
- ・ 職長教育を実施する
- ・ ヒヤリハット事例を収集し、防止対策を検討、実施する

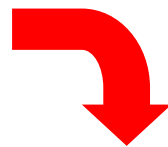
労働者死傷病報告

様式第2号(第7条関係) (表紙)

労働者死傷病報告書(労働者の死傷病が発生した時、事業主(労働者代表者)が記入する。)

81001	131010000000	各種商品小売業
事業主の名称(法人の場合は法人名称を、個人の場合は個人名称を記入すること) カ 中央労働基株式会社 支 店 飯田橋支店		
事業主の所在地(法人の場合は法人所在地を、個人の場合は個人所在地を記入すること) 東京都文京区後楽1-9-20 電話 03 5803 7382		
労働者の氏名(死亡の場合は死亡欄に○) カ 労働者 大郎 職 種 販売員 年齢 34 性別 男 勤続年数 7 年		
災害発生状況及び原因 支店内の7ヤードにおいて搬入した荷を台車に運搬しているとき、荷を高く積み上げた状態で前方が見えなかつたことにより壁に衝突し、その反動で荷が崩れて被災者の頭部に落下した。		
		
報告者(事業主) 総務部 〇〇〇〇 代表取締役 中央 花子 中央労働基準監督署長殿		

記入例



労働災害再発防止対策書 (記入例)

第〇号

名称	中央労働基 飯田橋支店	業種	各種小売業
所在地	東京都文京区後楽1-9-20	労働者数	68名

被災者	氏名	労働 大郎	性別	男・女
	年齢	34 才	勤続年数	7 年
	傷病の部分	首 (例: 右手の親指)	経験年数	10 年
	傷病の性質	捻挫 (例: 骨折)		

1. 災害発生状況

いつ	どこで	だれが	どんな作業をしていたときに	どのように災害が発生したか
平成 25 年 5 月 24 日 午前 9 時 15 分 午後	支店内バックヤード	被災者が	台車で荷物を運搬している時に	台車が壁に衝突した衝撃の反動で、積荷が崩れて被災者に落下

2. 災害発生原因 (災害の原因を調査してください)

2. 1 機械・設備に関すること (危険な状態が無かったか調査してください)

教育上の欠陥 (積欠不足、悪態、老朽化等)	
防護装置の欠陥 (カバーなし、手すりなし等)	
作業場所の欠陥 (乱雑、狭い、滑りやすい等)	
作業環境の欠陥 (照明不足、換気不足等)	丁字路での両側からの通行者の確認が難しい
保護具・服装の欠陥	
その他	

2. 2 人に関すること (作業のやり方に不適切が無かったか調査してください)

安全装置の不備	
カバー、手すり等の取り外し	
決められた機械・工具を使わなかった	崩れやすい荷を結束しなかった
保護具・服装の誤り	
決められた手順を行わなかった	手順等は定められていなかった
危険な箇所に行った・手を入れた	積荷の高さ限界を定めていなかった
機械運転中に掃除・修理・点検をした	
その他	前方が見えなくなるほど荷を積んだ

2. 3 安全衛生管理 (機械設備が危険、作業員が危険行動を行った原因を管理面から点検してください)

機械・設備導入時に安全な機械審査が検討しなかった	
日頃、機械設備を点検していなかった	していない
安全(衛生)担当者を決めていなかった	決めていない
安全(衛生)担当者が職務を行ってなかった	特段、危険作業としての認識がなかった
安全な作業のやり方を決めていなかった	積荷の高さ限界を定めていなかった
作業員に作業の方法の教育を行ってなかった	やっていた
日頃、作業のやり方をチェックしていなかった	個人に任せていた
その他	

3. 再発防止対策 (災害防止を検討してください)

3. 1 機械・設備の改善

丁字路であったため、今回は壁への衝突であったが、他の労働者に衝突するリスクも存在するため、ミラーを設け、角部から出てくる労働者を確認できるようにした。

3. 2 作業方法の改善

崩れやすい荷の場合には、結束バンドを用いて、衝撃が加わった際にも崩れないようにした。
荷の結束、前方視界の確保等を手順に示し、これに基づいた作業とした。
作業員の視界が確保できるような荷の高さを定めた。

3. 3 安全衛生管理の改善

今後、台車の車輪故障等のリスクも想定し、点検実施することとした。
各種機械に輪番制で安全当番を定め、この者を中心として作業時の点検を行う。
安全担当者が作業員が視界確保できる荷の高さ限界を定め、これに基づいた作業とする。
他者へ衝突するリスクもことから、作業手順を定め、これを厳守するよう教育を徹底する。
同上

上記のとおり、労働災害再発防止対策を講じたので報告します。
平成 25 年 月 日

中央労働基準監督署長 殿

【報告先・問い合わせ先】 中央労働基準監督署 安全衛生課 TEL 03-5803-7382	〒112-8573 東京都文京区後楽1-9-20 FAX 03-3818-8411	代表取締役 事業者職氏名 中央 花子 印
---	--	-------------------------

今後の労働災害防止にあたって

労働災害防止活動は再発を防止することと同じように、今後の新たに発生する労働災害を防止することも重要であります。

今回の災害についても災害が発生したことにより、業務遂行上、大変苦慮され、更に被災者も生活面も含めて大きな打撃を受けたものと考えられます。

そのため、これからは再発防止のみに限らず、作業の中で存在する危険の芽（危険有害要因）を事前に摘み取ることで、「災害が発生してからの対策」ではなく、「災害が発生する前の対策」が災害防止にあたって極めて重要な取り組みとなってきており、このような取り組みの中でリスクアセスメントが非常に重要な安全衛生管理手法であります。

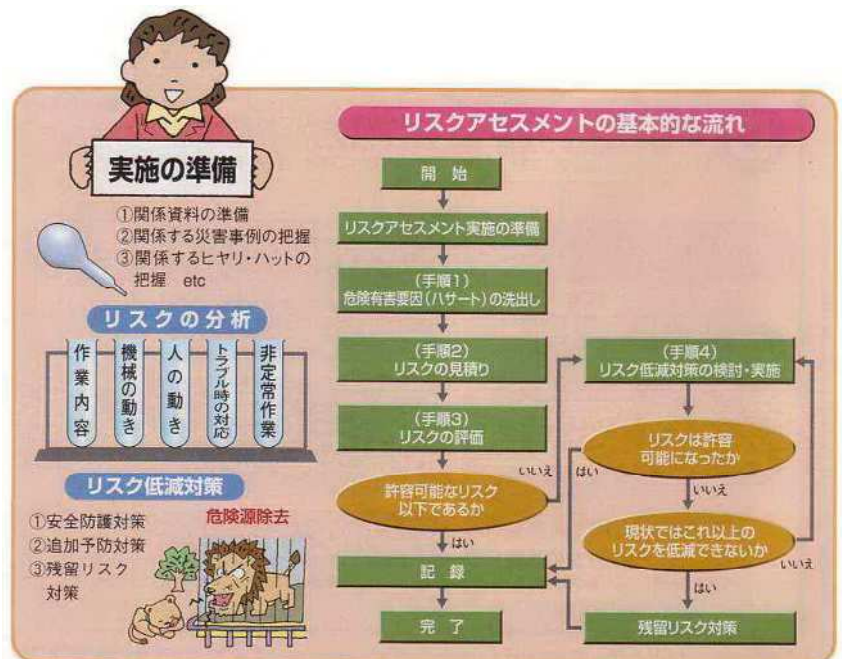
リスクアセスメントとは、職場における労働災害、健康障害の重篤性と発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因（災害と健康障害の要因）ごとのリスクの大きさを評価して、重要なものから災害・危険防止対策の優位順位を決めてリスク低減対策を実施していく手法であり、リスクアセスメントにより下記のような効果が挙げられます。

【リスクアセスメントの効果】

- (1) 災害要因を事前に排除できます。
- (2) 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- (3) 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- (4) 説明責任をまっとうするうえで不可欠です。
- (5) 作業者の直接的な判断を活用するので実効性が上がります。
- (6) 管理監督者と作業者との危険に対する認識が共有できます。
- (7) 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

【リスクアセスメントの実施手順】

- ① 職場に潜在するものを含め、あらゆる危険有害要因を洗い出す。
- ② これらの危険有害要因について、危険有害性（リスク）の見積もりを行い、リスクの大きさを評価する。（評価基準（許容リスクレベルを含む）を決定して行う）
- ③ 必要性の高いものから順にリスク低減対策を検討・実施する。



【リスクアセスメントの実施手法、詳細については厚生労働省のHPから閲覧することができます。】

厚生労働省トップページ から（検索サイトで「厚生労働省」と入力して検索してください）

■行政分野ごとの情報[労働基準] → ■分野別施策紹介[安全衛生対策] →

[・リスクアセスメント等関連資材・教材]